

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、経営に着目した農家拠出を伴うセーフティネットであり、米及び畑作物の価格が下落した際等の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

【交付対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）

※交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

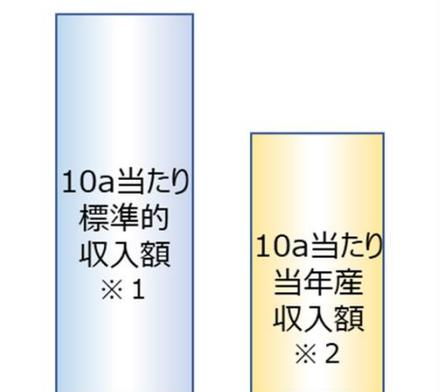
【対象作物】 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

（1）ナラシ対策の仕組み

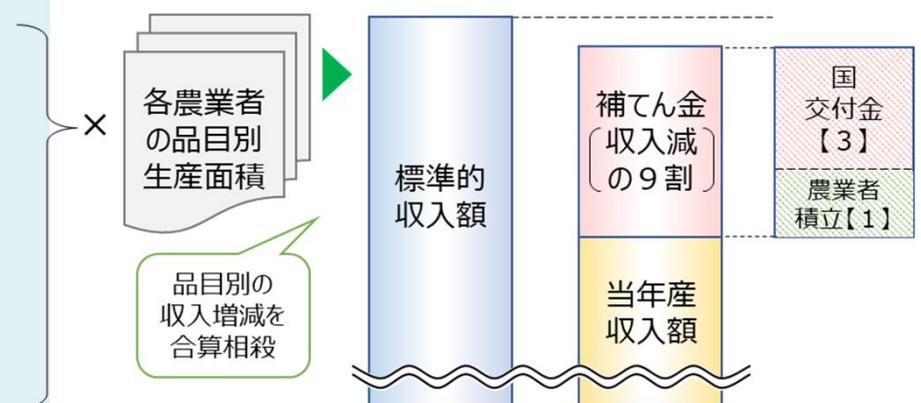
- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。
- 農業者ごとの収入差額の計算にあたっては、毎年定める地域別及び品目別の標準的収入額及び当年産収入額と、農業者の生産実績数量から換算した生産面積を用います。
- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担するため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません。

交付金算定の概念

地域・品目別の計算



農業者別の計算



$$\text{補てん額}^{\ast 3} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

※1 直近5年のうち、最高年と最低年を除く3年の平均収入額

※1、2 米の場合、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、実単収を乗じて算出

※3 補てん額は農業共済に加入していることを前提に減額調整

(2) ナラシ対策への加入から補てん金支払までの流れ

① 加入申請（積立て申出）

申請期間 令和7年4月1日～6月30日

内容 地域農業再生協議会又は地方農政局等に生産予定面積等を記入した申請書等を提出する

提出書類
・交付申請書(様式第1号)
・出荷・販売契約数量等報告書(様式第10-11号)※
※米生産予定の方のみ。場合により契約数量が確認できる書類を添付

(参考)
収入保険・
農業共済
との関係

＜収入保険＞※
→自然災害や価格低下を
はじめ、農業者ごとの
収入の減少を広く補償

※青色申告を行っている農
業者(個人・法人)が対
象。制度詳細は42～44
ページを参照

又は

＜農業共済＞
→自然災害等による収
穫量の減少を補償

+

＜ナラシ対策＞
→価格が下落した際等
に、収入の減少を補
てん

○「収入保険とナラシ対策」、
「収入保険と農業共済」は
重複して加入不可
○ナラシ対策は個別の災害
補償に対応していないた
め、農業共済との同時の
利用を推奨。

② 積立金の納付

納付期限 ～令和7年8月31日(日) ※令和7年は金融機関の営業日に注意

内容 国から通知される積立額を納付する(振込手続きが納付期限までに完了する必要)

納付金額 国からの通知書に記載されている標準的収入額から、10%又は20%のいずれかの収入減少に対応する積立額を選択

③ 補てん金の交付申請

申請期間 令和8年4月1日～4月30日

内容 ・地域農業再生協議会又は地方農政局等に生産実績数量等を記入した申請書等を提出する

提出書類
・ナラシの交付申請書(様式第10-1号)
・米の生産実績数量の確認書類(16～17ページ参照)

④ 補てん金の算定・支払

交付時期 令和8年5月下旬～6月頃

内容 交付金算定の結果、支払いがある場合は、交付金は国から、積立金は各都道府県の積立金管理者からそれぞれ振り込まれる

積立額、
補てん金
の算定方法

・積立額は、国が農業者ごとの生産実績数量を地域の令和7年産単収で換算した面積(面積換算値)に基づいて再計算し、確定
・補てん金の額は、国が農業者ごとの面積換算値に基づいて算定
・地域の令和7年産単収が平年単収の9割を下回った場合、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、補てん額から共済金相当額を控除

生産年

生産年の翌年

(3) 積立額及び補てん額の算定例

①・② 加入時の積立金納付額の算定例

Aさん



【加入時】

生産予定面積

米 6ha
大豆 4ha

20%の収入減少に対応する積立額を納付する場合

品目	Aさんの生産予定面積(ha) ①	地域の10a当たり標準的収入額(円/10a) ②	Aさんの積立基準収入額(円) ③=①×②	Aさんの積立金納付額(円) ④=③×4.5%
米	6	125,000	7,500,000	337,500
大豆	4	20,000	800,000	36,000
計			8,300,000	373,500

※ 積立額は、前年産からの繰越しがある場合、その繰越分を差し引いた額となります。

※ 積立額の計算に用いる4.5%の内訳は

“20% × 補てん9割 × 補てん原資の農業者負担割合1/4”

③・④ 交付申請後に確定する積立額の算定例

【交付申請時】

生産実績数量

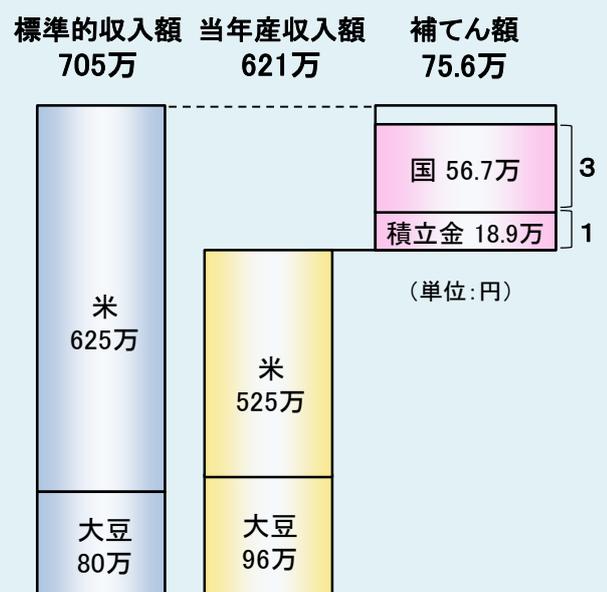
米 25,000kg
大豆 8,000kg
の場合

品目	Aさんの生産実績数量(kg) ⑤	地域の当年産単収(kg/10a) ⑥	Aさんの生産面積換算値(ha) ⑦=⑤÷⑥	Aさんの標準的収入額(円) ⑧=⑦×②	Aさんの確定した積立額(円) ⑨=⑧×4.5%
米	25,000	500	5	6,250,000	281,250
大豆	8,000	200	4	800,000	36,000
計				7,050,000	317,250

Aさんに56,250円(=④373,500-⑨317,250)が返納されます。 ←

④ 補てん額の算定例

品目	Aさんの生産面積換算値(ha) ⑦	Aさんの標準的収入額(円) ⑧=⑦×②	地域の10a当たり当年産収入額(円/10a) ⑩	Aさんの当年産収入額(円) ⑪=⑦×⑩
米	5	6,250,000	105,000	5,250,000
大豆	4	800,000	24,000	960,000
計		7,050,000		6,210,000



Aさんの補てん額(円)

⑫=(⑧-⑪)×9割

756,000

※ 補てん額756,000円(⑫)の内訳は、3/4が国の交付金567,000円(⑬)、1/4がAさんの積立金189,000円(⑭)となります。

※ 共済金相当額の控除はなかったものとして算定しています。

補てんに充てられなかった積立金の残額(128,250円(⑨-⑭))は、翌年産の積立金の一部に充当されます。

(4) ナラシ対策の補てん対象（生産実績数量）

- 令和4年産から、需要に応じた米生産を後押しするため、ナラシ対策の補てん対象となる米は農業者が事前に集出荷業者（JA等）と出荷契約を結んだもの等に限定されています。
- このため、米を生産する予定の農業者は、加入申請時（令和7年6月30日まで）に、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要です。

米

- 農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの（種子用は除く）で、
- (1) 農業者がJA等の集出荷業者との間で、生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び、生産翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売したものの
 - (2) 農業者又は農業者から委託を受けた者が、生産年の6月30日までに販売計画を作成し、生産翌年の3月31日までに主食用として消費者等に販売することとしたものが対象です。

麦、大豆等

ゲタ対策（数量払）の交付対象数量となったものが対象です。

「出荷・販売契約数量等報告書」について

農業者ごとに、以下(1)、(2)の契約・計画数量を整理・集計したもの（生産年6月30日時点）。

- (1) JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米：取引先ごとの契約数量
- (2) (1)以外へ直接販売する米：販売チャネル（①卸・小売、②中食・外食、③消費者、④その他）ごとの計画数量及び前年実績

（抜粋イメージ）出荷・販売契約数量等報告書

- (1) JA等の集出荷業者へ販売又は販売委託する米の契約数量

出荷・販売先	契約数量
JA〇〇	〇〇kg
▲▲商店	▲▲kg

(1)は、原則、取引先ごとに6月30日時点の契約数量が補てん対象の上限となります。ただし、契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、当該数量を書面により確認できる場合は、更新後の数量が上限となります。（当面の取扱い）

- (2) (1)以外の者に直接販売する米の計画数量

販売先区分	計画数量	（参考）前年実績
①卸・小売	〇〇kg	〇〇kg
③消費者	▲▲kg	▲▲kg

(2)は、実需と結びついているため、6月30日時点の計画数量の水準にかかわらず、実際の販売数量が補てん対象の上限となります。（当面の取扱い）

- 注1) (1)の契約数量の確認資料として、各出荷・販売先の出荷契約書の写し等を添付してください。
 注2) (1)の契約数量と(2)の計画数量の合計数量が、米の生産予定面積から勘案して過大となっているように見受けられる場合等には、個別に事情をお聞きすることがあります。
 注3) 契約数量が0や空欄、計画数量が全く記載されない場合は原則交付対象外です。

出荷・販売実績（生産実績数量）の確認資料

- 米については、生産した翌年の3月31日までの主食用米の出荷・販売実績（生産実績数量）を確認できる書類を提出していただくことが必要です。
（麦、大豆等の米以外の品目は、ゲタ対策の数量払と同じです（8、9ページ参照）。）
- 農産物検査を受検した場合については、機械鑑定を前提とした検査規格が令和4年産米から適用可能となっており、従前の等級検査の結果に加えて、機械鑑定の結果も数量確認に用いることが可能となりました。
- 農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、交付対象としています。

米の生産実績数量に係る確認書類

- ① 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類
（販売伝票等）
- ② 1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類
（1.70mm以上のふるい目で調製したことが明記された販売伝票等）
- ③ 水分含有率16.0%※以下の米穀を販売したことが確認できる書類
（水分含有率16.0%以下であることが明記された販売伝票等）
※醸造用玄米は都道府県ごとに設定
- ④ 産地、品種※、産年が確認できる書類
（種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等）
※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る



農産物検査を受検した場合

上記②～④の提出について、次のいずれかに該当する農産物検査結果通知書を提出する場合は省略可能

- ・ 3等以上に等級格付けされたもの
- ・ 機械鑑定(※)による場合、死米の測定値20%以下かつ死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下

※機械鑑定は、水稻うるち玄米のみ

注) 確認書類及びその根拠となる書類は、決して捨てずに、交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管してください。

確認書類の提出例 1 農産物検査で等級格付された米

- ・ ① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
- ・ 農産物検査結果通知書（3等以上）

確認書類の提出例 2 農産物検査で機械鑑定した米

- ・ ① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
- ・ 農産物検査結果通知書（死米の測定値20%以下かつ死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下）

確認書類の提出例 3 農産物検査を受検しない米

- ・ ①～④の書類（ただし、①～④の全部または一部が同一の書類に記載（追記不可）されている場合は、当該書類をもって重複部分に係る書類の提出を省略することが可能）

本年生産を予定している品目について、その生産予定面積を記入してください。
 ただし、米穀は、加工用米・新規需要米（飼料用米、米粉用米、WCS用稲）の面積を除外し、主食用のみを記入してください。 麦は、種子用及びビール用麦を除外してください。 大豆は、種子用及び黒大豆を除外してください。

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申請者が記載)

農地の有効利用の実施状況 ※確認して✓	<input checked="" type="checkbox"/> 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。
営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに✓	<input checked="" type="checkbox"/> 2年以上 <input type="checkbox"/> 2年未満
【個人又は法人が記載】 ※該当に✓	
収入保険の加入状況	<input checked="" type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない
前年の税務申告の状況	<input type="checkbox"/> 白色申告 <input checked="" type="checkbox"/> 青色申告
【集落営農が記載】 ※該当に✓	
収入保険に加入している構成員の有無 (「有」の場合 当該構成員の人数)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (10 人) <input type="checkbox"/> 無
前年の税務申告の状況 (組織としての状況を記載)	<input type="checkbox"/> 各構成員が申告 (組織として申告なし) <input checked="" type="checkbox"/> 青色申告 <input type="checkbox"/> 白色申告

確認事項にチェックしてください。

該当する項目にチェックしてください。
 ①集落営農の構成員に収入保険加入者がいる場合は当該人数を記載ください。
 ②個人・法人の方は営農開始・法人設立からの期間にチェックしてください。

◆畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に✓
 本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出ます。なお、生産予定面積は様式第2号(営農計画書)に記載した該当作物の合計です。
 ※以下はゲタの対象となりませんのでご注意ください。
 種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料用麦(ビール用麦等)、黒大豆、食用植物油脂用以外のなたね

対象畑作物	作付けの有無	作付け「あり」の場合	
		面積払の申請	収穫後交付の希望
小麦	春まき	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> しない	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
	秋まき	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> しない	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない

◆収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

⑧ ナラシの積立て申出
 本年産のナラシについて、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象作物ごとの生産予定面積を以下のとおり申し出ます。

対象作物	地域等区分	生産予定面積
米穀		8,025 m ²
秋期には種する小麦		7,025 m ²
大豆		4,022 m ²
		m ²
		m ²
		m ²

地域等区分は、米穀が品種で設定されています。
 ・ コシヒカリ、イクヒカリ、ミルキークイーン、なつほのか、とよめきは、早期栽培(又は早期)と記入してください。
 ・ 上記以外の品種は、普通期栽培(又は普通期)と記入してください。

ナラシの申請を「する」に○をつけた方は、本年に生産を予定している品目についてその生産予定面積等を記入してください。

なたね	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する
てん菜	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する
でん粉原料用ばれいよ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する

※「収穫後交付の希望」欄は、数量払の交付申請後(収穫量確定後)に面積払を希望する場合、該当作物の「する」にしてください。(面積払の申請をしない場合はこの欄はできません)

※ナラシの対象作物について収入保険に加入している構成員がいる集落営農は、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記載してください。

⑨ ナラシ積立金の積立コースの意向選択 ※いずれかに✓
 以下の減収に対応した積立金を納付予定です。

<input type="checkbox"/>	10%	<input checked="" type="checkbox"/>	20%
--------------------------	-----	-------------------------------------	-----

ナラシの申請を「する」に○印をつけた方は、積立コースのいずれかにチェックしてください。

ナラシ対策の積立申出時(6月末)に提出する書類 チェックリスト

- 経営所得安定対策等交付金交付申請書(様式第1号両面記載)
- 営農計画書の基礎データ
- 積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書(様式第10-11号)
- 農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売・販売委託する場合は、契約数量を確認できる書類(出荷契約書、販売契約書の写し等)
- 交付対象者であることが確認できる書類(農業経営改善計画認定書、青年等就農計画認定書の写し等)

R 5 年産以降のナラシ事前契約関係の注意点について

- ・ナラシ対策ではR 4 年産から農業者が出荷販売する米穀について、事前契約等を要件化しております。
- ・このうち、農協等との数量ゼロの出荷・販売契約や、当初の販売計画を立てていないにもかかわらず実需者に販売し、ナラシ対策の交付申請を行う事例は、需要に応じた米生産の実効性を確保する観点からは適切と言い難いことから、令和5年産以降の取扱いを見直しました。
- ・令和5年産以降は、下記の点に注意して加入申請いただくようお願いします。

R5年産以降の加入申請時の注意点

- 1 農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者への出荷・販売について
数量ゼロの出荷・販売契約 **▶ 原則、交付対象外** とします
- 2 実需者等への直接販売について
全ての販売区分が数量ゼロ・空欄の販売計画 **▶ 交付対象外** とします

加入申請時に、「ゼロ」や空欄のある場合、出荷・販売してもその分は交付対象外となりますのでご注意ください。

交付対象の考え方、具体例は次ページ以降をご確認ください

1 農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者への出荷

交付対象の判断

加入申請 (6/30)時点	交付申請 (翌4/30)時点	交付 対象	備考
事前契約	生産実績数量		
契約あり	事前契約数量の範囲内 (取引先ごとの事前契約数量 及びそれらの合計数量)	○	
	事前契約数量を超過した分	△	<ul style="list-style-type: none"> ・超過分は取引先ごとに上乗せ更新の再契約が必要です ・実際の出荷数量の合計が事前契約数量の合計内に収まっても、取引先ごとの個別の出荷数量がそれぞれの事前契約数量を超過する場合は上乗せ更新の契約が必要となります（別紙例1）
	〔事前契約数量を超過した分 (事前契約数量がゼロの場合)〕	×	<ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米生産の実効性を確保する観点から、予め契約数量を取り決めた上で加入申請する必要があります ⇒事前契約数量がゼロの契約は交付対象外（別紙例2） ※変更点
契約なし	—	×	<ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米生産の実効性を確保する観点から、予め契約数量を取り決めた上で加入申請する必要があります

- ・ 実際の出荷実績が事前契約数量から大幅に乖離する場合は、その理由をお聞きする場合があります。
- ・ 加入申請時点で、実需者等への「販売計画数量」として計上していた数量の全部又は一部を農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者に出荷・販売する場合も、上記に従って取り扱います。
- ・ 事前契約をしていない場合及び事前契約数量をゼロとしている場合は、出荷・販売してもその分は**交付対象外**となりますので、ご注意ください。

2 実需者等（卸・小売・外食等）への直接販売

交付対象の判断

加入申請 (6/30)時点	交付申請 (翌4/30)時点	交付 対象	備考
販売計画	生産実績数量		
計画あり	当初の販売計画数量の 範囲内	○	・ 加入申請時点の販売計画とは別の販売先区分に変更・追加し、出荷・販売しても構いません（別紙例4）
	当初の販売計画数量を 超過した分	○	・ 加入申請時点の販売計画とは別の販売先区分に変更・追加し、出荷・販売しても構いません（別紙例4） ・ 実需に基づき販売されたものであるため、実際の販売実績を交付対象とします
計画なし	—	×	(販売計画に0と記入している場合) ・ 加入申請時点で、全ての販売先区分の販売計画数量がゼロの場合は、需要に応じた計画的な米生産を行っているとはみなせず、計画なしの扱いとします ⇒交付対象外（別紙例3）※変更点
			(販売計画が空欄の場合) ・ 計画なしの扱いとします ⇒交付対象外（別紙例3）※変更点

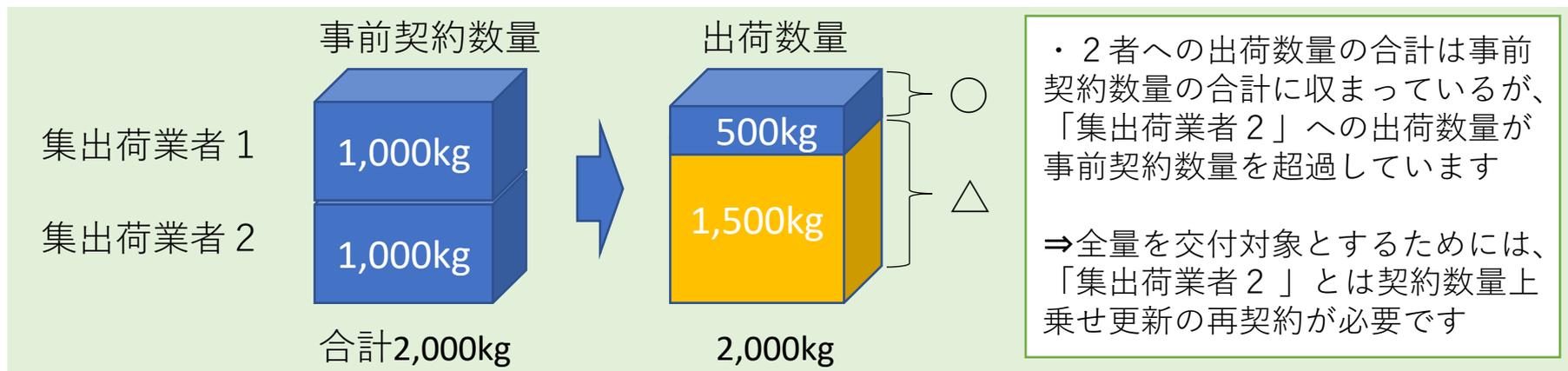
- ・ 生産予定面積と地域の平均単収、あるいは前年の出荷・販売実績と照らし合わせた上で、実際の販売実績が販売計画数量から大幅に乖離する場合は、その理由をお聞きする場合があります。
- ・ 農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者との事前契約数量の全部又は一部を実需者等（卸・小売・外食等）に直接販売する場合も、上記に従って取り扱うこととします（別紙例5、6）。
- ・ 販売計画が全くない場合は、販売してもその分は**交付対象外**となりますので、ご注意ください。

3 具体例

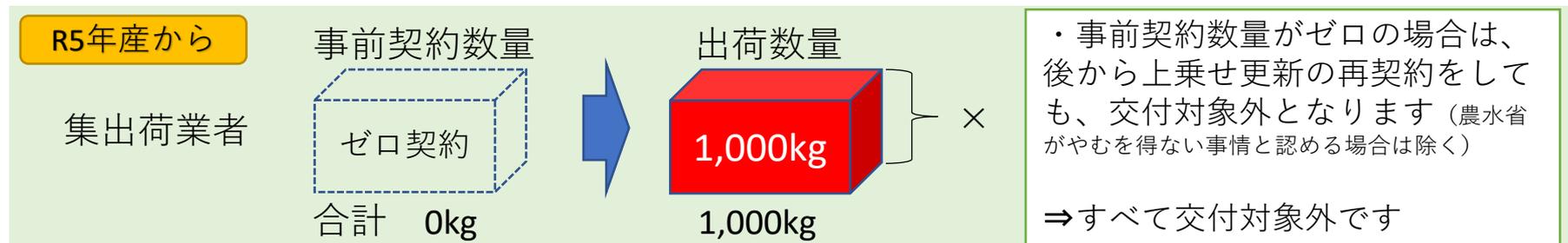
以下の具体例では、次の通り表記します

- ・ 農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者・・・「集出荷業者」
- ・ 実需者等（卸・小売・外食等）・・・「実需者」

【例1】 2者の集出荷業者と事前契約を締結

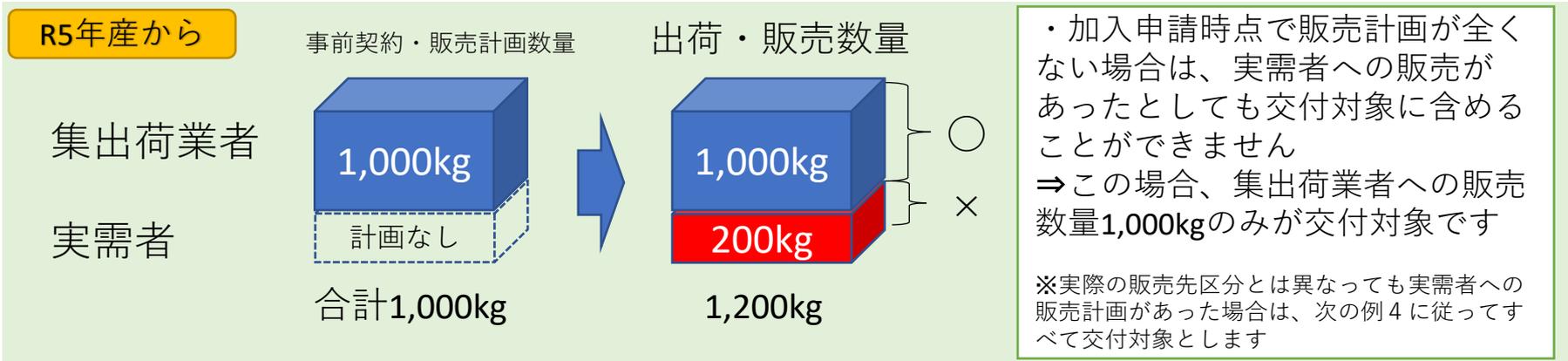


【例2】 集出荷業者と事前契約を締結（事前契約数量が0の契約）

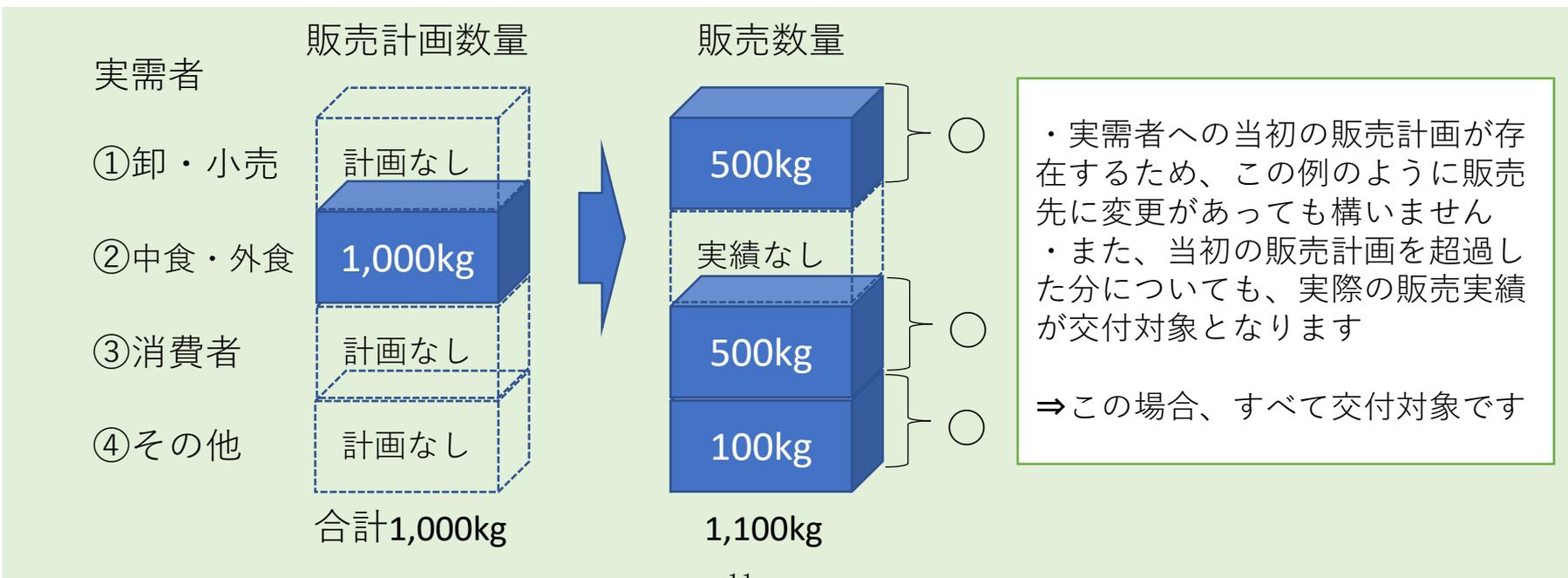


3 具体例

【例3】集出荷業者との事前契約のみで、実需者への販売計画は全くない

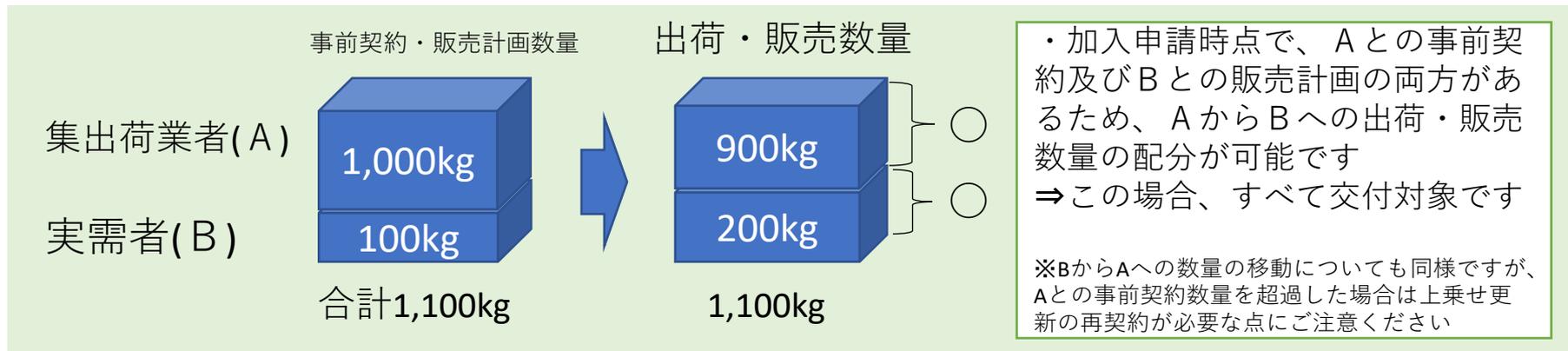


【例4】実需者への販売計画に対する、販売先区分の変更

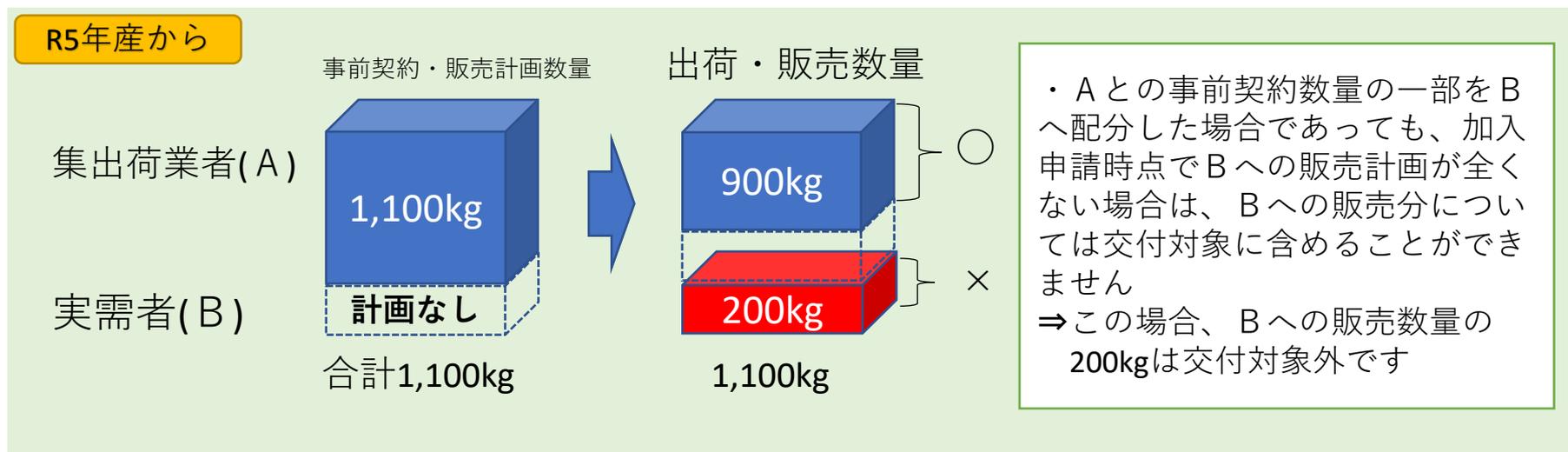


3 具体例

【例5】集出荷業者向けから実需者向けへの数量の配分

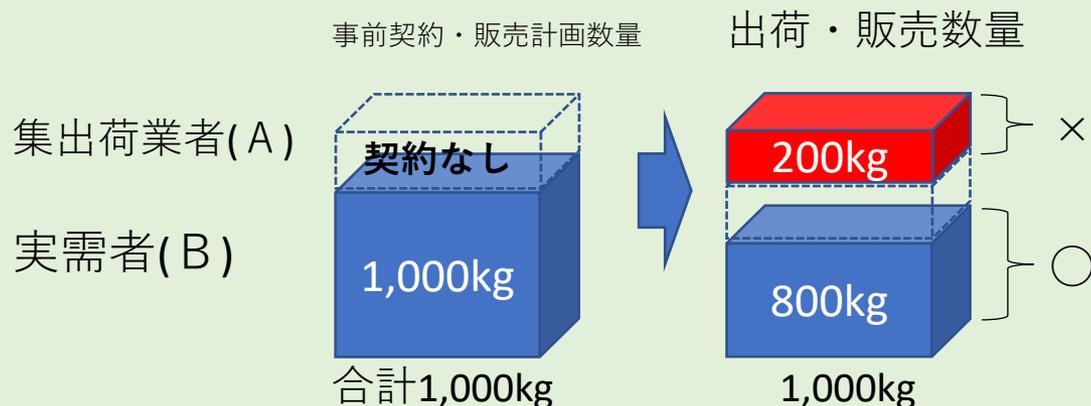


【例6】集出荷業者向けから実需者向けへの数量の配分（販売計画がない場合）



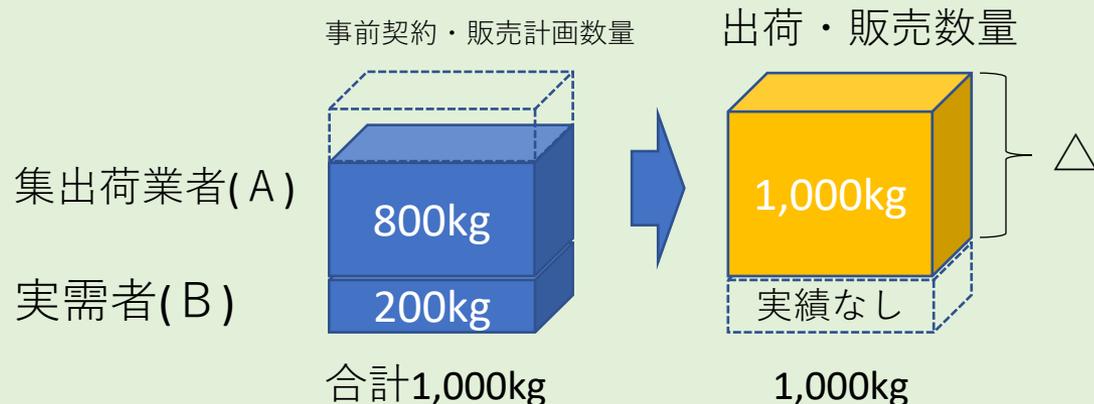
3 具体例

【例7】実需者向けから集出荷業者向けへの数量の配分（出荷・販売契約がない場合）



・ 加入申請時点でAとの事前契約がないため、Aへの出荷販売分は交付対象に含めることができません。
⇒この場合、Bへの販売数量の800kgのみが交付対象です

【例8】実需者向けから集出荷業者向けへの数量の配分（出荷・販売契約がある場合）



・ 加入申請時点でAと事前契約を結んでいますが、出荷・販売数量が事前契約数量を超過しています。
⇒全量を交付対象とするためには、集出荷業者と契約数量上乘せ更新の再契約が必要です

様式第10-11号の出荷・販売契約数量、販売計画数量を どう記載すれば良いかわからない場合は

① 予想収穫量と出荷・販売を見積もります

(注意) 主食用米として生産する数量以外を含めないでください

営農計画書(様式第2号)を参照ください

- ・ 主食用米の生産予定面積や前年の収穫量等を参考に**予想収穫量**を見積もります
- ・ ここから自家消費分を除いて、当年産の**出荷・販売数量**と仮定します

② 出荷先や販売先ごとの数量を配分します

- ・ この出荷・販売数量を、前年の出荷・販売実績などを参考に、当年に想定する出荷・販売先ごとに配分します
- ・ 実需者等との取引を予定している場合は、様式に記載の販売区分までが計画されていなければなりません

③ 6月30日までに出荷・販売契約を結びます

- ・ JAや委託(出荷)取引を主に行う事業者と取引を予定している場合は生産年の6月30日までに**出荷・販売契約**を結んでください

(抜粋イメージ) 出荷・販売契約数量等報告書

1 JA等の集出荷業者へ販売又は販売委託する米の契約数量

出荷・販売先	当年産の契約数量
JA〇〇	〇〇kg
▲▲商店	▲▲kg

次の場合、加入申請時に要確認
 × 数量がゼロや空欄
 × 加入時に未契約

2 1以外の者に直接販売する米の計画数量

販売先区分	当年産の 販売計画数量	(参考) 前年実績
①卸・小売	〇〇kg	〇〇kg
③消費者	▲▲kg	▲▲kg

次の場合、加入申請時に要確認
 × 数量が全てゼロや空欄
 × 加入時に全く計画なし